

職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 7,708	千円 4,369,273	千円 87,350	千円 893,359	% 20.4	% 18.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職 員 数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
5年度	人 79	千円 290,313	千円 41,097	千円 114,869	千円 446,279	千円 5,649

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、5年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

なし

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	40.5 歳	299,057 円	346,120 円
技能労務職	52.5 歳	258,866 円	303,655 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、6年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

(5) 職員の初任給の状況（6年4月1日現在）

区 分		度会町	三重県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	205,300 円	総合職 208,000 円 一般職 196,200 円
	高校卒	166,600 円	173,800 円	166,600 円

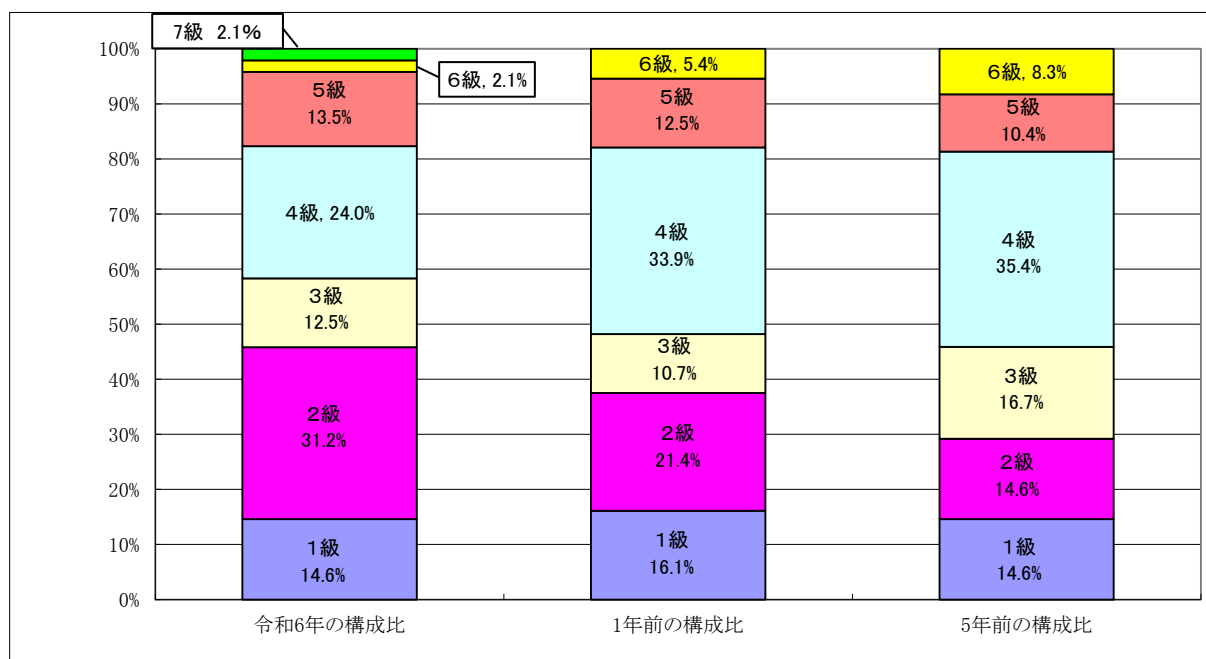
(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	247,600 円	284,800 円	314,600 円
	高校卒	225,600 円	261,100 円	296,700 円
技能労務職	高校卒	236,900 円	284,400 円	314,600 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	定型的な業務を行う職務	14人	14.6%
2級	相当高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	30人	31.2%
3級	主査、主任	12人	12.5%
4級	課長補佐、主幹、係長、指導保育士、学力向上指導監	23人	24.0%
5級	会計管理者、課長、室長、局長、保育所長、保育所次長 特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う課長補佐、学力向上指導監の職務	13人	13.5%
6級	参事 極めて重要かつ困難な業務を行う会計管理者、課長、室長、局長の職務	2人	2.1%
7級	極めて重要かつ困難な業務を行う参事	2人	2.1%

(注) 1 度会町職員給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 令和6年に6級制から7級制に変更している。

(8) 昇給への勤務成績の反映状況

休職、休業期間の有無を反映する。

(9) 職員の手当の状況

ア 期末手当及び勤勉手当並びに退職手当の状況(6年4月1日現在)

期末手当・勤勉手当	退職手当
(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～45%加算
1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,300千円	1人当たり平均支給額 (令和5年度) 自己都合 勸奨・定年 ***千円 16,847千円

(注) 期末手当・勤勉手当支給割合の()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

休職・休業期間の有無、人事評価を反映する。

イ 地域手当の状況 (6年4月1日現在)

度会町制度なし

ウ 特殊勤務手当の状況(6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)	422 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	140,600 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)	3.1 %		
手当の種類(手当数)	3 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫に従事する職員	感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑のある患者の救護若しくは感染症菌の附着した物件若しくは附着の危険がある物件の処理作業に従事したとき、又は伝染病菌を有する家畜若しくは伝染病菌を有する疑のある家畜に対する防疫作業	1日につき700円を超えない範囲内
ゴミ収集作業手当	美化センター作業員	ごみ収集業務	日額 600円
災害応急作業手当	災害応急作業等に従事する職員	異常な自然現象により重大な災害災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う災害応急作業等	日額2,160円を超えない範囲内

エ 時間外勤務手当の状況

支給実績（5年度決算）	9,565 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	115 千円
支給実績（4年度決算）	22,108 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	316 千円

オ その他の手当の状況（6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子 月額 10,000円 ・ 配偶者 月額 6,500円 ・ 父母等 月額 6,500円 ・ 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算 	同	
住居手当	借家、アパート等の家賃が月額25,000円を超える場合に支給 <ul style="list-style-type: none"> ・ 月額35,000円以下の場合 家賃－25,000円 ・ 月額35,000円を超える場合 (家賃－35,000円)×1/2+10,000円 ただし上限額26,000円 	異	手当額の上限を国より低くしている。 配偶者等の居住する借家に対する支給なし。
通勤手当	自動車等を使用しての通勤距離（片道） 5km以上10km未満 2,000円 10km以上15km未満 4,200円 15km以上20km未満 7,100円 20km以上25km未満 10,000円 25km以上30km未満 12,900円 30km以上35km未満 15,800円 35km以上40km未満 18,700円 40km以上45km未満 21,600円 45km以上50km未満 24,400円 50km以上55km未満 26,200円 55km以上60km未満 28,000円 60km以上65km未満 29,800円 65km以上 31,600円 公共交通機関制度有り	異	国は片道2km以上から支給。 2km以上 5km未満 2,000円 5km以上 10km未満 4,200円 …と、5kmごとの支給額が一段ずつ異なる。
管理職手当	月額20,000円～40,000円（定額）	異	支給額が異なる

休日勤務手当	勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じた額 (午後10時～午前5時までの場合、さらに25/100を加算)	同	
時間外勤務手当	勤務1時間当たりの給与額に125/100を乗じた額 (午後10時～午前5時までの場合、さらに25/100を加算) ※代休による対応あり	同	

(10) 特別職の報酬等の状況 (6年4月1日現在)

給料	町長	730,000 円
	副町長	560,000 円
報酬	議長	276,000円
	副議長	212,000円
	議員	193,000円
期末手当	町長 副町長	(6年度支給割合) 4.50月分
	議長 副議長	(6年度支給割合) 3.40月分
退職手当	町長 副町長	(算定方式) (支給時期) 給与月額×41.6/100×任期月数 任期毎 給与月額×25/100×任期月数 任期毎
	備考	

等級及び職制上の段階ごとの職員数(6年4月1日現在)

行政給料表(一)により給与を支給する者

等級	等級別基準職務表に規程する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	14	14.6	主事	44	44	45.8	主事級
2級	相当高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	30	31.2					
3級	主査、主任	12	12.5	主査	5	12	12.5	主査・主任級
				主任保健師	1			
				主任社会福祉士	1			
				主任技師	1			
				主任保育士	4			
				計	12			
4級	課長補佐、主幹、係長、指導保育士、学力向上指導監	23	24.0	課長補佐	4	23	24.0	課長補佐・係長級
				係長	16			
				指導保育士	2			
				学力向上指導監	1			
				計	23			
5級	会計管理者、課長、室長、局長、保育所長、保育所次長特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う課長補佐、学力向上指導監の職務	13	13.5	課長	7	13	13.5	課長級
				課長補佐	3			
				保育所長	3			
				計	13			
6級	参事の職務 極めて重要かつ困難な業務を行う会計管理者、課長、室長、局長の職務	2	2.1	課長	4	4	4.2	参事級
7級	極めて重要かつ困難な業務を行う参事	2	2.1	参事				
合計		96	100		96	96	100	

※特別職、技能労務職その他臨時職員等は含みません。

職員の任免及び職員数に関する状況

① 令和5年4月1日

～令和6年3月31日退職者数

(単位：人)

	退職者内訳			
	定年	普通	応募 認定	懲戒
男	0	2	0	0
女	0	4	1	0
計	0	6	1	0

② 令和6年4月1日新規採用者数

(単位：人)

	男	女	計
一般行政職	3	4	7
保育士	0	3	3
労務職	0	0	0
計	3	7	10

③ 職員数

令和6年4月1日現在

	男	女	計	対前年比
一般職（正規職員）	48人 (うち保育士2人)	48人 (うち保育士19人)	96人	+4人
労務職（正規職員）	2人	0人	2人	-1人
正規職員合計	50人	48人	98人	+3人
会計年度任用職員	21人	75人	96人	-2人

職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康管理事業の状況

労働安全衛生法及び度会町職員衛生管理規程に基づき、職員の安全と健康を確保するため下記の健康管理事業を実施しています。

事業の名称	事業の内容
職員健康診断 (年1回)	職員の一般的な健康状態を把握し、適切な就業上の措置や保健指導を実施
その他の健康管理 事業	快適な職場環境を実現し職員の安全と健康を確保するため、安全衛生管理事業、超過勤務者への面接、メンタルヘルス研修等を実施

(2) 互助会への負担金の支払について

令和5年度負担金支払額 1,374,448円（三重県市町職員互助会）

(3) その他福利厚生事業

共済制度・・・地方公務員等共済組合法に基づき共済組合にて対応、実施

令和5年度負担金支払額 96,819,506円（三重県市町村職員共済組合）

953,187円（三重県公立学校共済組合）

公務災害補償・・・地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金にて実施。

令和3年度負担金支払額 593,841円

令和4年度負担金支払額 539,852円

令和5年度負担金支払額 606,930円

(4)互助会制度について

度会町では、職員の福利厚生増進を図るため、(一財)三重県市町職員互助会(一部は、三重県公立学校職員互助会)に加入し、福利厚生事業を実施しています。

令和5年度の福利厚生事業の概要について以下のとおり公表いたします。

互助会等に対する公費負担状況等について(令和5年度)

互助会等 に対する 公費負担 額 (単位:千 円)	【A】のうち互 助会等の事 務費・人件 費に充当し ている公費 負担額(単 位:千円)	会員掛金 総額 (単位:千 円)	互助会 会員数 (単位: 人)	会員一人 当たりの公 費の補助 金額(事務 費を含まない) (単位:円)	会員一人当た りの公費の 補助金額(事 務費を含む) (単位:円)	公費負担率 (事務費を含 まない) (単位:%)	公費負担率 (事務費を含 む) (単位:%)
(A)	(B)	(C)	(D)	(A-B)/(D)	(A)/(D)	(A-B)/(A- B+C)	(A)/(A+C)
1,374	428	1,996	95	9,958	14,463	32.2%	40.8%

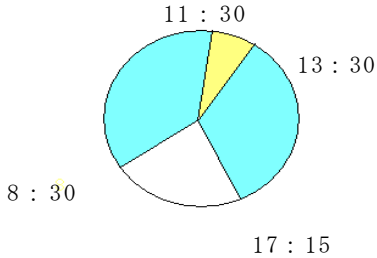
福利厚生事業の概要(令和6年4月1日現在・(一財)三重県市町職員互助会分)

事業名称	事業内容	負担区分	
給付事業	結婚祝金	会員が婚姻したとき 50,000円	掛金 100%
	銀婚祝金	会員が婚姻し、満25年を迎えたとき 30,000円	掛金 100%
	出産祝金	会員及び会員の配偶者が出産したとき 30,000円	掛金 100%
	入学祝金	会員の扶養家族が小学校及び中学校に入学したとき 10,000円	掛金 100%
	卒業祝金	会員の扶養家族が中学校を卒業したとき 10,000円	掛金 100%
	弔慰金	会員、会員の配偶者及び家族が死亡したとき 会員 100,000円 会員の配偶者、子 50,000円 実父母 20,000円	掛金 100%
	入院見舞金	会員、会員の配偶者及び子が病気、負傷等で入院したとき 入院1日につき 会員 2,000円 配偶者及び子 1,300円	掛金 100%
福利事業	健康診断 補助金	健康診断受診に要する費用の一部として 会員1人あたり7,000円上限に補助	負担金 60% 掛金 40%
	予防接種 補助金	インフルエンザの予防接種に要する費用の一部として 会員1人あたり3,000円上限に補助	負担金 60% 掛金 40%
	職場研修 助成金	所属長等が職員を対象に研修事業を実施したとき 上限 200,000円	負担金 100%
厚生事業	活力づくり 補助金	会員がリフレッシュのため宿泊施設等を利用したとき (上限 10,000円)	掛金 100%
	自己実現 支援補助金	会員が自己啓発のために要する費用への補助 費用の2分の1 上限 3,000円	掛金 60%・ 負担金 40%

勤務時間及びその他の勤務条件

① 勤務時間の状況

(令和6年4月1日現在)



- 1日の正規勤務時間・・・ 7時間 45分
- 1週間の正規勤務時間・・・ 38時間 45分
- 開始時刻・・・・・・・・・・・・ 8時 30分
- 終了時刻・・・・・・・・・・・・ 17時 15分
- 休憩時間・・・・・・・・・・・・ 11時 30分～13時 30分（うち 60分間）

② 休暇の種類

有給休暇	20日	
夏期休暇	5日	
選挙権その他公民としての権利行使	必要と認められる期間	
証人等としての裁判所等への出頭		
骨髄提供のための休暇		
ボランティア休暇	5日以内	
結 婚	5日以内(土日含む)	
育児時間	1日2回それぞれ 30分以内(男性可)	
妻の出産	2日以内	
男性職員の育児参加のための休暇	5日以内	
子の看護のための休暇	5日以内	
父母の祭日(法要)	1日以内	
就業禁止 (安衛法第68条に基づくもの)	必要最小限	職専免
年末年始 土日祝日	12月29日から 1月3日まで	閉庁日
産前休暇	6週間(多胎14週間)	
産後休暇	8週間	
育児休暇(無給)	当該子が満3歳に達する日までの期間	
介護休暇(無給)	3回を越えず、かつ通算して6ヶ月の期間内	

- * 職専免・・・職務専念義務の免除の略
- * 安衛法第68条・・・労働安全衛生法第68条(病者の就業禁止) / 事業者は、伝染性の疾病その他の疾病で、厚生労働省令で定めるものにかかった労働者については、厚生労働省令で定めるところにより、その就業を禁止しなければならない。

- ② 介護休暇取得者数 0名 (令和5年4月1日現在)
- ③ 育児休業及び部分休業の取得者数 育児休業 5名 (令和6年4月1日現在)
- 部分休業 8名 (令和6年4月1日現在)

職員の研修及び勤務成績の評定の状況

① 職員の研修状況（令和5年度）

（単位：人）

	種別	内容	延べ受講者数	備考
自治会館等が支援実施する研修	階層別研修	経験年数及び階級別研修	24	
	能力開発型研修	専門的な内容を受講し、技術の習得及び能力の向上を計る	28	
	自主研修	講演、先進地事例、意見交換、協議を行うことにより、理解を深め、行政事務に役立てる	0	
職場研修	職員メンタルヘルス研修 防災研修	町職員対象		

② 勤務成績の評定状況（令和6年4月1日現在）

能力評価及び業績評価を実施しています。

職員の分限及び懲戒処分の状況

措置要求の件数 0件

不服申立ての件数 0件

職員の服務状況

① 職務に専念する義務

（地方公務員法第35条）職務に専念する義務

職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ、従事しなければならない。

（地方公務員法第38条）営利企業等の従事制限

② 服務状況（令和5年度 時間外勤務・休暇取得状況）

有給休暇 （平均取得日数） （消化率）	20日 11.45日 68.81%
夏期休暇 （消化率）	5日 99.14%
時間外勤務 （年間総計時間）	<職員一人当たりの時間外勤務の総数について> 令和4年度 9,445時間（一人当たり平均141時間） 1位 356時間（建設水道課） 2位 191時間（建設水道課） 3位 188時間（みらい安心課） 令和5年度 7,966時間（一人当たり平均106時間） 1位 189時間（産業振興課） 2位 189時間（建設水道課） 3位 151時間（教育委員会事務局）
特別休暇 （取得状況）	取得者数 26人（うち病休 15人） 内病休者の休暇取得日数 99日 内病休者休暇平均取得日数 6.60日
退職者	取得者数 0人 取得日数 0日

※時間外勤務実績は年度単位、その他は年単位で算出しています。